

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	高浜・野母・脇岬・樺島 (出口、南越、古里、浜添、蔭平、浦之迫、山明、長野、大野、毛首、越地、南野々串、北野々串、以下宿、黒浜、出口、東中一、東中二、西中一、西中二、西中三、母ヶ浦、馬場一、馬場二、馬場三、馬場四、角一、角二、木場、井上、下揚、喜俣町、宮之下町、熊之町、水之浦町、弁天町、江川浜町、口之町、水崎町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 15 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地域の特産品である、「水仙」のほか、高浜ダム下流の河口域付近のまとまった平坦な土地では「水稲」が、山側の斜面地などでは「びわ」が生産されており、自家消費用の露地野菜なども生産されている。
・毎年1月に開催される「のもどき水仙まつり」は、多くの市民や観光客で賑わっているが、高齢化や担い手不足は深刻であり、イノシシによる被害もあり、耕作放棄地の増加が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基盤整備、水田の畑地化、レモンなどの新規品目の導入を検討する。
・地域の特産品である「水仙」については、新たな担い手の確保を図る。
・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域外の認定農業者、認定新規就農者等を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域外を含め中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業の更なる周知を図りながら、農業を担う者への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化及び農地の利用集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模な基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取り組みを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・定年帰農者や移住者など、地域内外からの新規就農希望者の受け入れを促進し、農地の流動化と集落の活性化に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動や、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。